

平成 27 年度 第 1 回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会(介護保険検討会)

日 時：平成 27 年 10 月 2 日（金）10 時 00 分～11 時 30 分

場 所：社会福祉センター 地下会議室

委員名簿（敬称略）			事務局出席者		
会 長	深沢 孝志	佐倉市社会福祉協議会	高齢者福祉課	課 長	上村 充美
副会長	瀬尾 潔	ボランティア団体	生きがい支援班長	主 査	渡部 友昭
委 員	鈿地 平子	民生委員・児童委員	生きがい支援班	主査補	阿部 徳彦
〃	鳥塚 キミ子	高齢者クラブ	生きがい支援班	主任主事	里吉 奏子
〃	寺田 洋介	施設介護サービス事業者			
〃	大野 哲義	在宅介護サービス事業者			
〃	田代 和美	公募市民			

■委員欠席者： 1 名（鈿地委員）

◆傍聴者： 1 名

担 当	進 行
○高 齢 者 福 祉 課	<p>それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。          本日は、お忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 介護保険検討会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。          本日の司会をさせていただきます高齢者福祉課の渡部でございます。よろしく願いいたします。          会議に入る前に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議次第</li> <li>・ 資料 1 介護保険検討会の予定等について</li> <li>・ 資料 2 生活支援体制整備事業について</li> </ul> <p>以上でございます。          はじめに、会議の開催にあたり、高齢者福祉課長よりご挨拶申し上げます。</p>
○高 齢 者 福 祉 課 長	<p>～挨拶～</p>
○高 齢 者 福 祉 課	<p>それでは、ただいまより、第 1 回高齢者福祉・介護計画推進懇話会介護保険検討会を開催いたします。          議事に入る前に、「佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱」第 6 条で「推進懇話会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める」となっており、第 9 条第 4 項で「第 6 条の規定は検討会の会長及び副会長について準用する」ことになっておりますので、介護保険検討会においても、会長、副会長を選出させていただきますたいのですが、会長、副会長の選出について、ご意見がございましたらお願いいたします。</p>
● A 委 員	<p>事務局案はありますか。</p>
○高 齢 者 福 祉 課	<p>事務局案といたしましては、会長を深沢委員に、副会長を瀬尾委員にお願いしたいと考えていますがいかがでしょうか。</p>
●各 委 員	<p>～全委員異議なし、賛成～</p>

○高 齢 者 福 祉 課	<p>ありがとうございます。それでは、会長に深沢委員、副会長に瀬尾委員が選出されました。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、会長・副会長は前のほうの席にご移動願います。深沢会長、瀬尾副会長から一言ずつご挨拶をお願いします。</p>
●会長	<p>ご指名にあずかりました深沢でございます。当検討会では、みなさんのご意見を多く頂きまして、市の施策に反映していただければと考えていますので、積極的なご意見をお願いしたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。</p>
●副会長	<p>ご指名にあずかりました瀬尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
○高 齢 者 福 祉 課	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第1項の規定を準用しまして、会長に議長をお願いします。よろしく願いいたします。</p>
●会長	<p>規定によりまして、会長の私が会議の議長を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>まず、委員の出席状況ですが、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第7条第2項の規定を準用しまして「検討会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっています。</p> <p>本日、委員の7名中6名と過半数が出席しておりますので、会議は成立しています。</p> <p>はじめに、会議の公開の可否及び検討会の会議録の作成方法について決をとりたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。</p>
○高 齢 者 福 祉 課	<p>議長、よろしいでしょうか。</p> <p>会議の公開の可否等について説明させていただきます。座って失礼します。</p> <p>当検討会は、本日が1回目の会議ということで会議録の作成方法等について、あらかじめ決めておく必要があります。</p> <p>まず、当検討会は、佐倉市情報公開条例及び佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第8条の規定を準用しまして、原則会議を公開することになっています。</p>

○高齢者福祉課

ただし、特定の個人や法人の情報に関して公開しないことが適切であると認められる場合につきましては、公開しないことが可能となっています。

本日の会議の議事として、非公開にすべき内容は含まれていないため、事務局（案）としましては、本日の会議の全部を公開として、取り扱わせていただきたいと思います。

ただし、公開することによって、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると判断される場合においては、検討会の決定によって、会議の全部もしくは、一部を非公開にすることも可能となっています。

また、会議録ですが、皆さまの個人名を記載せずにA委員、B委員、C委員・・・という形で記載させていただき、いただいたご意見につきましても、一語一句全てを会議録に記載するのではなく、要約した形で記載し、市のホームページ等で公開していくように考えています。

なお、会議録作成のため、録音をさせていただきたいと考えています。会議の公開及び会議録の作成方法等に関する事務局案の説明は以上でございます。

●会長

ただいま、事務局より本日の会議公開の可否については、全部公開。また、会議録の作成方法については、委員氏名を記載せず、要約した意見のみを掲載し、ホームページ等で公開するということが提案がありました。これに関しましてご意見等ございませんでしょうか。ないようでしたら、ここで決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いします。

●全委員

異議なしの声、全委員挙手

●会長

ありがとうございます。賛成多数となりました。

それでは、本日の会議は公開とし、また、会議録は、委員氏名を記載せず、要約意見のみを掲載し、ホームページ等で公開することになりましたので、事務局で対応をよろしく申し上げます。また、本日の会議には傍聴人がみえております。本日の会議については、傍聴を認め、会議を公開することによりよろしいでしょうか。

●全委員

～委員了承～

●会長	<p>それでは会議を公開し、傍聴を認めますので、よろしく願 いいたします。)</p>
●会長	<p>それでは、次第に沿いまして議事を進めます。 議事（１）介護保険検討会の予定等について、事務局より説 明をお願いいたします。</p>
○高齢者福 祉課	<p>～資料１に沿って説明～ 最初に当検討会開催の主な役割と目的ですが、４つあります。 １つ目が後ほどご説明をさせていただきます「生活支援体制 整備事業」の業務内容である生活支援コーディネーターの配置 と協議体の設置に関し、ご意見をいただくこと。 ２つ目が市内の高齢者を取り巻く現状について共有をした上 で、３つ目にある介護予防・生活支援の体制整備にあたっての 課題や問題点の整理を行う中で、４つ目として佐倉市の介護予 防・日常生活支援総合事業のサービス体系に関し、ご意見をい ただくこと。以上、４つが主な役割となります。 続きまして、本年度の実施予定ですが、本日を第１回目とし、 今後、年内を目途に全４回の会議を開催したいと考えています。 なお、平成２８年度の実施に関しましては、状況に応じ開催を していく予定です。 各回の内容ですが、本日の第１回目は、生活支援体制整備事 業である生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置に関 し、ご意見をいただき、第２回目は、引き続き、生活支援体制 整備事業に関することに加え、高齢者を取り巻く現状や、介護 予防・生活支援の体制整備にあたっての課題整理等を行い、第 ３回目、第４回目には、佐倉市における介護予防・生活支援の 体制整備について議論を深めていただきたいと考えています。 なお、各回の会議を開催するにあたり、事務局にてサービス 提供団体や生活支援実施団体等、地域関係者からの意見や、要 支援サービス利用者等の現状分析など、事務局で取りまとめた 意見や資料も参考に、委員の皆さまに議論をしていただきた いと考えています。 また、必要に応じ、検討会委員の皆さま以外にも出席を していただくなど、当検討会のみでの状況把握等が難しい部分 につきまして、このような形で対応していきたいと考えていま す。 説明は以上です。</p>

●会長	ありがとうございました。何か質問等がございますか。
●B委員	年内の日程について、詳細を含め早めに提示していただきたいのですが。
○高齢者福祉課	後日調整後、早目にお示しできるようにいたします。
●B委員	懇話会との日程の関係はどうなりますか。
○高齢者福祉課	並行して実施し、検討会での検討内容などについて報告していきたいと考えています。
●会長	続いて、議事（2）生活支援体制整備事業について、事務局より説明をお願いいたします。
○高齢者福祉課	<p>～資料2に沿って説明～</p> <p>【スライド1】</p> <p>これまで懇話会でもご説明してきましたが、平成27年4月から施行されています、改正介護保険法では、介護予防事業と介護予防給付の一部が地域支援事業に再編され、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が新設されました。</p> <p>地域支援事業はこの「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の他に「包括的支援事業」、「任意事業」の3本柱で構成されていまして、今回の改正では、「包括的支援事業」の中に、新たに①地域ケア会議推進事業、②在宅医療・介護連携推進事業、③認知症施策推進事業、④生活支援体制整備事業の4つの事業が加えられました。</p> <p>当検討会では、新たに加えられた④生活支援体制整備事業と新しい介護予防・日常生活支援総合事業の体制の整備に関し、検討をしていただきます。本日は、生活支援体制整備事業について、詳しく説明をさせていただきます。</p> <p>【スライド2】</p> <p>生活支援体制整備事業の法的根拠をお示しさせていただきます。生活支援体制整備事業については、（介護保険法第115条の45第2項第5号）言葉どおり生活支援の体制を整備する事業になります。</p>

○高齢者福祉課

【スライド3】

生活支援体制整備事業の目的は、「生活支援サービスの充実」と「高齢者の社会参加の推進」を図ることで事業の実施主体は市町村になります。実施内容につきましては、地域には、様々なサービス提供主体があり、生活支援サービスが充実したとしても、それと高齢者とを結びつける人がいなければ活用はできませんので、高齢者のニーズや地域資源を把握し、高齢者と結び付けていく必要があります、これを担う「生活支援コーディネーター」の配置と「協議体」の設置をしていくこととなります。

なお、「生活支援コーディネーター」の配置と「協議体」の設置につきましては、各市町村において遅くとも、平成30年3月末までに配置・設置方法を決定し、平成30年4月1日には、何らかの方法で生活支援コーディネーターの配置と協議体を設置する必要があります。

この事業が法律に位置づけられた背景ですが、

【スライド4】

一つ目の狙いが（1）生活支援サービスの充実になります。

介護保険法に示されていますが、そもそも地域支援事業は、要支援・要介護状態となることを予防して、仮に要介護状態になった場合でも地域で自立した日常生活ができるよう支援することを目的としています。この「日常生活」の中には、加齢とともに若干動作が難しくなってくるようなことも含まれています。

例えば一人で外出するのが不安だったり、一人暮らしで話し相手がいなかったり、安否確認をしてくれる人がいなかったり、若いころは楽々できていたようなゴミ出し、掃除、買物といった家事全般が大変になる、そういうことも考えられます。こういった普段の生活の中での困りごとの支援を「生活支援サービス」と言っていますが、この困りごとについては、若い世代の方などが同居やお近くに住んでいて、例えばおじいちゃんやおばあちゃんを、子や孫が手助けできる状況であれば生活支援サービスの必要性はそれほど高くないのですが、現状でも高齢者の一人暮らしや高齢者だけの世帯が増えていますので、今後は更に増加していくことが予想されています。

このような状況下においては、本当にちょっとしたお手伝いであっても家族だけではカバーすることが難しくなり、家族以外のサポートが必要となります。

○高齢者福祉課

そこで、地域住民に身近な存在である市町村が中心となり、生活支援サービスを充実させるよう、「生活支援体制整備事業」が地域支援事業に位置付けられたことが背景としてあります。

また、二つ目の狙いとしては、(2) 高齢者の社会参加を推進するという要素があります。高齢者の方に様々な形で社会参加活動を行ってもらうことで、介護予防につなげようというものです。例えば、元気な高齢者が支援の担い手、つまりサービスを提供する側になった場合、単純にサービスを提供する側が増えようというメリット以外にも、高齢者自身の生きがいとなり、結果として介護予防につながっていくことが考えられます。地域の高齢者を巻き込んでいくことで、ただサービスを提供される側と提供する側といった画一的な関係性だけではなく、そこに地域とのつながりが生まれ、結果として「高齢者の社会参加の推進を図る」ことにつながっていくこととなります。

【スライド5】

協議体の話しの前段になります。

この図は、今まで、配食サービス、つどいの場のカフェ等住民に対するサービスを提供する方々を表しています。

このサービスを提供する多様な主体の方々は、住民のニーズや課題も把握していますが、現状では、一事業所や一団体に情報がとどまってしまっています。

地域を考えるためには、この多様な主体が把握している情報を共有する必要があります。このことから、多様な主体の方々が集まって、課題やニーズを考える場となる協議体の設置が位置付けられました。

協議体は、これまでのように、行政が主体となるのではなく、民間企業、NPO、協同組合、ボランティア等の多様な主体とともに、地域を考え、地域づくりを進めるための一つの手段になります。

では、生活支援コーディネーターと協議体にはどのような役割があるのかについて、説明します。

【スライド6・7・8】

まず、それぞれの役割ですが、

(1) 生活支援コーディネーターの役割は、今、地域にあるサービス、逆に不足しているサービスの把握、サービスの担い手の養成や活躍の場の確保などの「資源開発」、具体的には、地域



○高齢者福祉課

ケア会議や協議体の協議等を通じて不足しているサービスを把握し、市町村や地域包括支援センターと連携しながら既存の組織にサービスの開始を呼びかけたり、新たな資源の開発活動を行ったりするものです。

また、関係者間の情報共有やサービス提供主体間の連携体制づくりを行う、「ネットワークの構築」も、この生活支援コーディネーターの役割の一つです。

続いて（２）協議体の役割は、様々な事業主体が集まって、地域の課題やニーズを共有し、協働して資源開発を進める場であり、生活支援コーディネーターの活動の組織的な裏付けを与えるものと位置付けられています。

協議体の構成メンバーがそれぞれの立場で把握している地域の課題や不足するサービスについて定期的に情報交換を行い、それを基にどのような地域づくりを行うか議論します。そうして議論を重ね、合意された方向に基づいて、生活支援コーディネーターを中心としたサービス開発へ向けた活動を行うこととなります。

協議体の構成については、広い視点で、様々な主体に参画していただく必要があります。

【スライド 9】

続いて、前回の懇話会でも話題になりました、「地域ケア会議」と「協議体」の関係について整理したものです。

地域ケア会議は、個別事例を通じた地域課題を発見するもので、協議体は、多様なサービス提供主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進するものになります。機能や参加者が一部重複する部分もあります。

【スライド 10】

こちらは、協議体と生活支援コーディネーターの法的根拠を整理した表です。

【スライド 11】

こちらは、地域ケア会議と協議体の関係について、国のQAを抜粋したものです。

【スライド 12】

こちらは、国が示した新しい包括的支援事業（新規4事業）

○高齢者福祉課

の予算上限です。

【スライド13～18】

生活支援コーディネーターと協議体の類型については、ガイドラインに5つの例が示されています。1つずつ、説明をさせていただきます。

①地域包括支援センター型。

地域包括支援センターの3職種である、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員が中核となって設置した長崎県佐々町の事例です。

当時佐々町では軽度の要介護認定等を受けていた方が多く、介護保険料も長崎県内で最も高い金額（6千円）まで増加し、住民の在宅生活に向けた自発的な活動意識も弱い状況だったようです。そんな状況下において、地域包括支援センターが中心となって介護保険情勢の厳しさを伝え、元気な高齢者にボランティアを呼びかけた結果、「まちづくりの中核となるのが地域包括支援センターの主要な役割である」という認識が生まれ、地域包括支援センターの保健師が生活支援コーディネーターとなり取り組みが行われるようになったそうです。

② 住民・行政等協働型。

行政が仕組みづくりである制度化を行い、住民と協働して設置した神奈川県平塚市の事例で、町内福祉村という取り組み事例となります。

③社会福祉協議会型

社会福祉協議会が中核となり、市町村と協働して設置した三重県伊賀市の事例です。こちらは市の社会福祉協議会のエリア担当者によるきめ細かい地域支援を行うことで、地域の中でも協議体に関する認識度が高まり、地域における支え合い活動などの地域福祉活動が活性化され、地域包括ケアシステムの構築に向けた「自助・互助・共助のしくみづくり」が高まっています。

④NPO法人型

テーマ型の活動を行うNPOが中核となり、市町村と協働して設置した神奈川県横浜市の事例です。

⑤中間支援組織型

自らが事業を実施せず、事業を行うNPOを側面から支援するような組織のはたらきかけ等により設置した事例です。

このように、生活支援コーディネーターと協議体の類型については、様々な例が示されていますが、佐倉市としては、各日常生活圏域に設置された地域包括支援センターに、第2層の生活支援コーディネーターと協議体の機能を平成28年4月から、モデル事業的に位置づけていきたいと考えています。

【スライド19・20】

生活支援コーディネーターの活動と取り組みの具体的内容です。スライド19の第2層の箇所をご覧ください。第2層の具体的内容につきましては、1.生活支援サービスについてのニーズ把握、2.圏域の活動団体・社会資源の把握、3.圏域に必要なサービスや活動の開発、4.地域への情報提供と利用者のサービスへの結び付け、5.サービス提供団体、地域諸団体、居宅、介護サービス事業所間の日常的な連携・協働の促進になります。

これに対し、既存の取り組みとして、地域包括支援センターでは、1と2のニーズ把握と社会資源の把握については、個別支援、地域ケア会議（関係者を集めて地域の課題を検討する会議）、地域関係者からの相談を通じ把握しています。

また、4のサービスへの結び付けについては、地域資源のまとめ及びサービスを必要とする方への情報提供と結び付けを行っています。

最後に5の連携・協働につきましては、個別支援を通じた連携、地域ケア会議等の会議を通じた連携が図られています。

このことから、佐倉市の第2層の生活支援コーディネーターについては、地域包括支援センターに位置づけたいと考え、提案をさせていただいています。

【スライド21】

今回の検討会の中でご意見をいただき、了承していただければ、今後、千葉県が実施する養成研修に、地域包括支援センター職員の受講をすすめていきたいと考えています。

なお、人員の配置方法、業務内容の詳細につきましては、地域包括支援センターとの調整や当検討会でご意見をいただく中で、決定していきたいと考えています。

○ 高齢者福祉課	説明は以上でございます。生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置について、ご意見をいただければと思います。
	ありがとうございます。何か質問等ございますか。
● 会長	生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置す
● B委員	ることは、適当だと思えます。
	自分の地区を担当する地域包括支援センターでは、地域の関係者と連携し、顔の見える関係づくりができています。生活支援コーディネーターの業務は、資格があるからできるものでもないと思えますが、資格がないと難しいと思えます。自己研鑽のため出席したネットワーク研修を受講し、改めてネットワークの構築は、頭で考えるのは簡単ですが、実践するのは難しいと感じました。
● A委員	生活支援コーディネーターに年齢制限はありますか。
○ 高齢者福祉課	年齢制限は特に設けられていませんが、生活支援コーディネーターは、市町村が設置することになります。
● D委員	地域包括支援センターに何らかの人をコーディネーターとして仕立て、協議体等のコーディネートをするということですね。
	協議体については、サービス事業所との連携は各地域包括支援センターだけの守備範囲では狭くなっていくので、参加メンバーの呼びかけには、行政の支援が必要だと思えます。また、地域によっては、事業所数が少ない所もあります。本来であれば事業者協議会のような組織に、行政が参加の働きかけをして行けば良いと思えますが、佐倉市には、事業者協議会等の組織がないので、事業所が少ない地域での協議体設置に関して、少し課題があると思っています。生活支援コーディネーターに関しては、地域包括支援センターに配置という形で問題ないと思えます。
○ 高齢者福祉課	国は、先に【スライド 12】で説明した予算の範囲内で、市が自由に設計することが出来るとしています。地域包括支援センター主体で実施する場合、ボランティアによる参加を働きかけ

<p>○ 高齢者福祉課</p>	<p>たととしても難しいと思いますので、市で何らかの支援を実施していければと思っています。また、今後も他市町村の動向等を把握していく中で検討を重ねていきます。</p>
<p>● D 委員</p>	<p>個別のケア会議は、自分の利用者への対応ですから、無償でも関係者は出席すると思います。しかしながら、自分に直接関係のないことを検討するために、無償で会議に参加する方は少ないと思います。</p> <p>国でも、地域ケア会議の実施を推進していますが、そこに参加してくれた方に対する費用弁償については、非常に曖昧な部分があります。多くの関係者に参加していただくためには、無償での対応ではなく、何らかの費用弁償がないと、参加率が低くなると思います。特に事業者にとって、今回の改正についてはデメリットが多く、メリットが少ないので、無償ではこれらの会議へ職員を出席させない事業者も少なくないと思います。どのようにしていくのか、その辺りについても課題があります。</p>
<p>○ 高齢者福祉課</p>	<p>国は、設定した予算上限の中で、費用の使い方については、市町村に委ねられています。</p> <p>他市の状況を見ながら、多くの関係者が協議体に参加していただけるような仕組みを検討していきたいと思っています。</p>
<p>● B 委員</p>	<p>自分の地区を担当する地域包括支援センターでは、民生委員とケアマネジャーが集まる地域ケア会議を実施しています。非常に好評である一方、多忙を理由に参加しないケアマネジャーもいます。本来の業務を行いながら、会議参加等に時間を割けるかどうかシビアなところだと思います。また、先程、上限額の話がありましたが、この金額は専門職を1人雇用し、さらに少し残る金額設定になっているのですか。</p>
<p>○ 高齢者福祉課</p>	<p>現状における地域包括支援センター業務を委託するにあたっての積算と照らし合わせますと、常勤で1人の専門職は雇えない金額設定になっています。</p>
<p>● B 委員</p>	<p>来年度の生活支援コーディネーターは、千葉県生活支援コーディネーター養成研修を受講した、現地域包括支援センター職員がなるのですか。もしくは、新たに地域包括支援センターに配属される方がなるのですか。</p>

○ 高齢者福祉課	<p>現段階では、受講した者が、各圏域の生活支援コーディネーターになるとは言えませんが、できる限り受講した職員に生活支援コーディネーターとしての活動をお願いしたいと考えています。今後、地域包括支援センター業務受託法人と協議をしていきます。</p>
● D 委員	<p>生活支援コーディネーターの役割は非常に重要で、社会福祉士以上の知識と実践力が求められると思います。</p>
● E 委員	<p>生活支援体制整備事業の予算上限は、【スライド 12】が上限の計算方法で、佐倉市の生活支援をこの予算の中で賄っていくこととなりますよね。</p>
● C 委員	<p>生活支援コーディネーターと協議体の話しではありませんが、改正介護保険法では、国は地域住民やボランティアを担い手として活用する等の方針を打ち出しているのに対し、実態として地域住民やボランティアは制度に組み込まれたいと思っています。それぞれ、自分達のできる範囲のことをやっているだけで、お願いされてやっていることではありません。</p> <p>生活支援コーディネーター等については、これまでの実績から、地域包括支援センターをベースに考えることは妥当だと思います。地域包括支援センターは、担当地区以外の機関ともネットワークを構築しています。ただ、1点だけ心配なのが、障害者が想定以上に高齢化しているので、地域包括支援センターは、障害者の支援団体等とのネットワークも必要だと思います。</p> <p>千葉県的生活支援コーディネーターの研修プログラムはどのような内容ですか。</p>
○ 高齢者福祉課	<p>次回の検討会を 10 月の下旬に予定しています。千葉県的生活支援コーディネーター養成研修は 10 月 14 日と 18 日になりますので、次回、内容の紹介をさせていただきます。</p>
● C 委員	<p>資格は不要とのことですが、例えば専門職が何をする人なのか分からないような方では、生活支援コーディネーターにはなれないですね。</p>
● D 委員	<p>生活支援コーディネーターについて、国が示しているのは一例であって、佐倉市の実態にあった仕様で良いのだと思います。</p>

● C委員	私もそう思います。
● B委員	第1層の生活支援コーディネーターについては、佐倉市社会福祉協議会の活用等を検討していただいても良いと思います。
● D委員	市では、第1層の生活支援コーディネーターについてはどのように考えていますか。
○ 高齢者福祉課	まず、第2層の生活支援コーディネーターを設置してから、その手法をモデルとして、第1層の生活支援コーディネーターの検討をしていきたいと考えています。
● B委員	第1層の生活支援コーディネーターがいない中で、第2層の生活支援コーディネーターを設置すると、第2層の生活支援コーディネーターが行き詰まった時に、相談する相手がないことになると思います。ネットワークの構築には、実績とノウハウが求められ、単純な事務仕事とは異なるので、市職員の事務担当がいるだけでは、第2層のコーディネーターは心もとないと思います。第1層の生活支援コーディネーターについては、これまでの実績から、佐倉市社会福祉協議会の職員が適任だと思います。
○ 高齢者福祉課	第1層の生活支援コーディネーターについては、現在、佐倉市社会福祉協議会と協議をしています。
● E委員	地域ケア会議と協議体では、参加者が同じメンバーになりますか。
○ 高齢者福祉課	一部重複する方もいますが、両合議体の機能は若干異なります。協議体は、介護予防・生活支援サービスの検討と開発が機能に位置付けられ、地域ケア会議は、個別のケアを関係者で検討する中で、課題の発見と必要なサービスの資源開発に繋げるまでの機能となっています。
● E委員	日常生活圏域毎でサービスに格差が出るのではと危惧しますがいかがでしょうか。

○高 齢 者 福 祉 課	地域毎の特色が分かれることは承知しております。事業展開をしていく中で、どの地域にどのようなサービスや支援が不足し、どのようなサービスや支援が必要なのか考えていきたいと思っています。
●E 委員	今年度の生活支援コーディネーターの研修受講者が、次年度以降に生活支援コーディネーターにならない可能性があるということですが、多くの方が受講できるように出来ないのですかね。例えば懇話会や検討会の委員が参加しても良いと思いますが。
○高 齢 者 福 祉 課	本年度は、千葉県内全体で 200 人が受講可能となっておりますが、参加人数が不明であるため、生活支援コーディネーターとなる可能性が高い方が優先されることになっております。
●D 委員	訪問型サービス等の要支援 1～2 相当の方を扱う介護保険事業者が、会議に参加してくれるか心配です。
●E 委員	本日は、地域包括支援センターが、第 2 層の生活支援コーディネーターとして適しているということで、一定の理解が得られたという事でよろしいでしょうか。
●各委員	異議なし
●会 長	本日の議事について、ご発言あるいは疑問等がございましたら、今お受けいたしますが、いかがでしょうか。もし、無いようでしたら、本日の議事はすべて終了いたしました。 その他についてですが、事務局から何かありますか。
○高 齢 者 福 祉 課	次回の検討会についてですが、10月下旬に開催したいと考えております。 詳細につきましては、別途ご案内いたします。
●会 長	それでは、平成 27 年度第 1 回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会介護保険検討会を終了させていただきたいと思いません。委員の皆さま方におかれましては、お忙しい中、ありがとうございました。